



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月4日金曜日 第2585号

## ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示（2件）.....	（情報政策課）... 561
肥料の登録.....	（農産園芸課）... 562
林業用種苗生産事業者の登録の失効.....	（森林整備課）... 562
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	（東予地方局農村整備課）... 562
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）... 562
落札者等の告示.....	（警察本部会計課）... 562

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	（人事課）... 562
---------------------------	--------------

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	（男女参画・県民協働課）... 564
-------------------------------	---------------------

## 人事委員会公告

平成26年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告.....	（人事委員会事務局）... 565
平成26年度身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告.....	（ " ）... 568
平成26年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	（ " ）... 570
平成26年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	（ " ）... 574

## 公安委員会規則

愛媛県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則.....	（警察本部会計課）... 577
------------------------------	------------------

## 公営企業訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令.....	（公営企業管理局総務課）... 578
---------------------------------	---------------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第815号

次のとおり落札者を決定した。  
平成26年7月4日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
第三次愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守運用管理業務委託 一式	愛媛県企画振興部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年6月13日	株式会社STNet 香川県高松市春日町17番地3	7,481,160円 （月額）	一般競争入札	平成26年4月22日

### ○愛媛県告示第816号

次のとおり落札者を決定した。  
平成26年7月4日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
第三次愛媛情報スーパーハイウェイの基幹回線網に係る回線サービス一式	愛媛県企画振興部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年6月18日	株式会社愛媛CATV 愛媛県松山市大手町一丁目11番地4	0円 （導入の一時費用の額） 2,397,600円 （月額）	一般競争入札	平成26年4月22日

○愛媛県告示第817号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成26年 7月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

年 6 月 24日	第1283 号	ルシウ ム肥料	炭酸石 灰	リ分 53.0 可溶性 苦土 15.0	の制限 事項は 公定規 格のと おり	ト鉱業株式会社 愛媛県西予市城 川町田穂1456番 地 2
--------------	------------	------------	----------	---------------------------------	--------------------------------	--

登録年 月日	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他 の規格	生産者の氏 名又は名称及 び住所
平成26	愛媛県	炭酸力	15苦土	アルカ	その他	大日本ドロマイ

○愛媛県告示第818号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。

平成26年 7月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住 所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
29	西予市森林組合	西予市野村町野村12号 619番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の 育成		西予市野村町野村

○愛媛県告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市周布土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成26年 7月 4日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

役員 の種 類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	一 色 恒 夫	西条市三津屋395番地	西条市三津屋406番地

○愛媛県告示第820号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 7月 4日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
26中局建（開）第11号 平成26年 6月25日	東温市北方字田中甲3084番 1、3084番 4、3089番 1、3089番 2、3089番 7、 3089番 8、3089番 9、3089番10、3090番 1	松山市南吉田町2069番地 1 株式会社アイテクノ 代表取締役 安 田 岸 雄

○愛媛県告示第821号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 7月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入 札 公 告 日
人事管理システム一式の借入れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成26年 5月28日	三井住友ファイナンス &リース株式会社 東京都港区西新橋三丁 目9番4号	454,680円 (月額)	一般競争入札	平成26年 4月15日

訓 令

○愛媛県訓令第10号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 7月 4日

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項							
事務の 種 類	事 項	決裁区分				知 事	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
		専決者							知 事	専決者			
		部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長	課 長	主 幹
1～5 省略						1～5 省略							
6 組織 及び人 事管理 に関する 事務	1～8 省略					6 組織 及び人 事管理 に関する 事務	1～8 省略						
	9 部長及びこれに相当する職 にある者以外の者の非常勤の 消防団員との兼職の承認に関 すること（消防団を中核とし た地域防災力の充実強化に関 する法律第10条第1項）。												
	10 省略						9 省略						
	11 省略						10 省略						
	12 省略						11 省略						
	13 省略						12 省略						
	14 省略						13 省略						
	15 省略						14 省略						
	16 省略						15 省略						
	17 省略						16 省略						
	18 省略						17 省略						
19 省略					18 省略								
7～26 省略						7～26 省略							
備考 1 えひめ国体推進局におけるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「局長」と、「局長」とあるのは「次長」とし、障害者スポーツ大会課に属する事務に係る次に掲げる同表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。 (1) 省略 (2) 6の部15の項 (3)～(6) 省略						備考 1 えひめ国体推進局におけるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「局長」と、「局長」とあるのは「次長」とし、障害者スポーツ大会課に属する事務に係る次に掲げる同表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。 (1) 省略 (2) 6の部14の項 (3)～(6) 省略							
2～4 省略						2～4 省略							
5 営業本部マネージャー又は営業主幹の職にある者の 営利企業等の従事許可等に関する事務に係るこの表6 の部8の項及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関 する事務に係る同部9の項の規定の適用については、 同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働 部長」とする。						5 営業本部マネージャー又は営業主幹の職にある者の 営利企業等の従事許可等に関する事務に係るこの表6 の部8の項 _____ _____の規定の適用については、 同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働 部長」とする。							

- 6 営業本部長、営業本部マネージャー又は営業主幹の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 7 省略
- 8 この表6の部16の項、17の項及び19の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「幹事課の長」とする。
- 9 8の規定にかかわらず、営業本部長、営業本部マネージャー又は営業主幹の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 10 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人事課	1～3 省略				
	4 服務に関する事務	1・2 省略			
		3 部長及びこれに相当する職にある者の非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項）。	—		
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
	7 省略				
5～9 省略					

- 6 営業本部長、営業本部マネージャー又は営業主幹の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部17の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 7 省略
- 8 この表6の部15の項、16の項及び18の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「幹事課の長」とする。
- 9 8の規定にかかわらず、営業本部長、営業本部マネージャー又は営業主幹の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部15の項、16の項及び18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 10 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人事課	1～3 省略				
	4 服務に関する事務	1・2 省略			
		3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
	6 省略				
5～9 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年7月4日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 6月25日	特定非営利活動法人 みんなのICT	藤 川 かおり	松山市衣山5 - 1 - 48 - 705	この法人は、障害者及び高齢者など情報弱者を含めた全ての市民（以下、「ICT利用者」という。）に対して、ICTの利活用に関する事業を行い、障害等により生じている情報格差・生活の不便さに係る問題の改善や解決を図り、ICT利用者がICTの恩恵を享受し、生活の質を向上させ自立した地域生活を実現するユビキタス社会・ユニバーサル社会に寄与することを目的とする。

## 人事委員会公告

## ○愛媛県人事委員会公告第4号

## 平成26年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成26年 7月 4日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 県庁第二別館4階

電話 (089) 912 - 2826

職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

第1次試験日 平成26年 9月28日（日）

試験会場 松山工業高等学校

受付期間 平成26年 8月18日（月）～ 9月5日（金）

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

〔郵 送〕 9月5日（金）までの消印有効

〔インターネット〕 8月29日（金）午後5時15分までに受信したもの

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に試験を実施する他の愛媛県職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

## (1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	12人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	2人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

## (2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
大卒 卒業 司 書	1人程度	教育委員会事務局の本庁又は図書館に勤務し、図書資料の収集・分類・整理、図書の貸出し等の業務に従事します。
短卒 期業 大程 学位 診療放射線技師	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、放射線治療、検査等の診療放射線に関する業務に従事します。

## 2 受験資格

## (1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

## (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

## (3) それぞれの試験について、次に該当する者

## ア 初級

試験区分	受験資格
一般事務	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成27年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。）
警察事務	

イ 資格免許職

試験区分	受験資格
司書	(1) 次のいずれかに該当する者 ア 昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 イ 平成5年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を平成27年3月末日までに卒業する見込みの者 (2) 司書の資格を有する者又は平成27年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
診療放射線技師	(1) 昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 (2) 診療放射線技師の免許を有する者又は平成27年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試験会場	合格発表
第1次試験 初級 資格免許職	平成26年9月28日 (日曜日) 受付時間 午前8時15分～午前9時 遅刻した場合は受験できません。	午前9時15分～ 午後0時	松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	10月中旬 第1次試験当日にお知らせします。
		午前9時15分～ 午後3時30分		
第2次試験	10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			11月下旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

また、合格者には書面で通知します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験 初級 資格免許職	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）
	教養試験	50点	各試験区分に応じ、大学卒業程度又は短期大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	専門試験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 第1次試験合格者は、初級については教養試験の得点、資格免許職については教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

## 5 受験申込手続

### (1) 郵送又は持参による申込み

申 込 先		愛媛県人事委員会事務局（〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 ）
申 込 書 の 入 手 方 法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 （申請書等電子配布サービス） <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html</a>
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書き、宛先明記の返信用封筒（A 4 判用 / 角型 2 号、120円切手貼付）を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課（東予、中予及び南予）及び支局総務県民室（今治及び八幡浜）、愛媛県東京事務所、愛媛県大阪事務所等で交付します。
申 込 方 法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し、受験票に52円切手を貼ってください。封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書き、申込書及び受験票を封入し、必ず簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し、愛媛県人事委員会事務局（県庁第二別館 4 階）へ提出してください。
受 験 票 の 交 付	郵送で申し込む場合	9月8日（月）以降に受験票を発送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、試験当日に持参してください。 受験票が9月19日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日に持参してください。
受 付 期 間		平成26年 8月18日（月）～ 9月5日（金）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。 持参の場合は、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合は、9月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

### (2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システム（<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>）の手続案内を確認してください。

インターネットによる申込みの場合の受付期間は、平成26年 8月18日（月）の午前 8 時30分から 8月29日（金）の午後 5 時15分までです。

## 6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、平成27年 4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

(3) 資格免許職については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。

(4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

## 7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分		現 行 給 料 月 額
初 級	一 般 事 務	行政職給料表 1 級 7 号給
	警 察 事 務	142,911円
資 格 免 許 職	司 書	行政職給料表 1 級 27 号給
	診 療 放 射 線 技 師	医療職給料表(□) 1 級 19 号給
		176,355円
		171,534円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

## 8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参のうえ、午前 8 時30分（合格発表当日のみ、午後 1 時）から午後 5 時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会 事 務 局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

別表（4関係） 専 門 試 験 （ 資 格 免 許 職 ） の 出 題 分 野

試験区分	出 題 分 野
司 書	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む）、診療画像機器学（医用工学を含む）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む）、核医学検査技術学（放射化学を含む）、放射線治療技術学、放射線安全管理学

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成26年度身体障害者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

平成26年 7月 4日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 県庁第二別館 4 階  
 電話 ( 089 ) 912 - 2826  
 職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

身体に障害のある方を対象とした愛媛県職員採用候補者試験を次のとおり行います。

第1次試験日 平成26年 9月28日（日）

試験会場 松山工業高等学校

受付期間 平成26年 8月18日（月）～ 9月5日（金）

〔持 参〕 午前 8 時30分～午後 5 時15分（土曜日及び日曜日を除く。）

〔郵 送〕 9月5日（金）までの消印有効

〔インターネット〕 8月29日（金）午後 5 時15分までに受信したもの

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に試験を実施する他の愛媛県職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
一 般 事 務	若干名	教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警 察 事 務	若干名	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和55年 4月 2日から平成 9年 4月 1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者
- (3) 自力により通勤（家族等による送迎を含む。）が可能で、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能なる者
- (4) 活字印刷文による出題に対応できる者
- (5) 日本の国籍を有する者
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表



区分	日	時	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成26年 9 月 28 日 ( 日 曜 日 ) 午前 9 時 15 分から午後 0 時まで 受付時間 午前 8 時 15 分 ~ 午前 9 時 遅刻した場合は受験できません。		松山工業高等学校 ( 松山市真砂町 1 番地 )	10月中旬 第 1 次試験当日にお知らせします。
第 2 次 試 験	10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第 1 次試験合格者に通知します。			11月下旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

また、合格者には書面で通知します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、次のとおり行います。  
なお、第 2 次試験は、第 1 次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第 1 次 試 験	教 養 試 験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間 2 時間）
第 2 次 試 験	口 述 試 験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題 1 題、解答時間 1 時間）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第 1 次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第 1 次試験の得点と第 2 次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、第 1 次試験の得点を 90 点満点に換算します。また、第 2 次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第 2 次試験では、身体障害者手帳の持参が必要です。
- (5) 教養試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題をホームページに掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込手続

- (1) 郵送又は持参による申込み

申 込 先	愛媛県人事委員会事務局（〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 ）	
申 込 書 の 手 続 方 法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 ( 申請書等電子配布サービス ) <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html</a>
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「初級（身体障害者対象）請求」と朱書き、宛先明記の返信用封筒（ A 4 判用 / 角型 2 号、120 円切手貼付）を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課（東予、中予及び南予）及び支局総務県民室（今治及び八幡浜）、愛媛県東京事務所、愛媛県大阪事務所等で交付します。
申 込 方 法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し、受験票に 52 円切手を貼ってください。 封筒の表に「初級（身体障害者対象）申込み」と朱書きし、申込書及び受験票を封入し、必ず簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し、愛媛県人事委員会事務局（県庁第二別館 4 階）へ提出してください。
受 験 票 の 交 付	郵送で申し込む場合	9 月 8 日（月）以降に受験票を発送します。受験票が届いたら、必ず最近 6 箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 4.5cm、横 3.5cm）を貼って、試験当日に持参してください。 受験票が 9 月 19 日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日に持参してください。

受 付 期 間	平成26年 8月18日(月)～ 9月 5日(金)の午前 8時30分から午後 5時15分まで。 持参の場合は、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合は、 9月 5日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。
---------	---

## (2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システム (<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>) の手続案内を確認してください。

インターネットによる申込みの場合の受付期間は、平成26年 8月18日(月)の午前 8時30分から 8月29日(金)の午後 5時15分までです。

## 6 受験時の配慮について

第1次試験は、拡大文字による受験が可能です。拡大文字による受験を希望する場合、試験当日に車椅子やルーペなどの補助具等の使用を希望する場合、駐車場利用など受験にあたって希望する事項がある場合は、必ず試験申込書の「受験にあたっての要望事項」欄に記入してください。

なお、使用する補助具等は、各自で用意のうえ試験当日に持参してください。

試験問題は、通常文字は B 5 判11ポイント程度、拡大文字は A 4 判14ポイント程度です。

## 7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、平成27年 4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から 1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。**

## 8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
一 般 事 務	行政職給料表 1 級 7 号給 142,911円
警 察 事 務	

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

## 9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参のうえ、**午前 8時30分(合格発表当日のみ、午後 1時)から午後 5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第 1 次試験不合格者	第 1 次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、順位に代えて当該試験種目名)	第 1 次試験合格発表の日から 1 月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次試験受験者	第 1 次試験の得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第 2 次試験合格発表の日から 1 月間	

## ○愛媛県人事委員会公告第 6 号

平成26年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験公告

平成26年 7月 4日

愛媛県人事委員会  
愛媛県警察本部

愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁(東京都)、神奈川県、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

第 1 次試験日 平成26年10月19日(日)

受 付 期 間 平成26年 8月18日(月)～ 9月 5日(金)

【 持 参 】 午前 8時30分～午後 5時15分(土曜日及び日曜日を除く。)

〔郵 送〕 9月5日(金)までの消印有効  
 〔インターネット〕 8月18日(月)午前8時30分～8月29日(金)午後5時15分  
 試験会場 松山会場 新居浜会場 宇和島会場

《平成26年度の変更点》

身長、体重及び胸囲の身体検査基準を廃止しました。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容
高校卒程度	愛媛県	16人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
	警視庁	2人程度	
	神奈川県	2人程度	
	大阪府	5人程度	
	兵庫県	2人程度	

第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男子(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。))又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び大学等を平成27年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。)

ただし、警視庁の受験資格(生年月日)は「昭和59年10月21日から平成9年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試験の内容								
第1次試験	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)								
	身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table> 基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。	項目	基準	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴力	完全であること。	その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。
	項目	基準									
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。										
聴力	完全であること。										
その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。										
スポーツ加点(愛媛県のみ)	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上(講道館認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験</td> </tr> </tbody> </table> 加点の申請を行う場合は、申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄に記入の上、資格等を証明する書類が必要です。証明できない場合又は基準を満たさない場合は、加点しません。(別表「加点の申請について」を参照のこと。)	項目	基準	柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)	剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験	
項目	基準										
柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)										
剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)										
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験										

第2次試験	口 述 試 験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作 文 試 験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体 力 検 査	-	職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。	
			種 目	基 準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
握力			45kg以上（左右の平均）	
上体起こし			25回以上 / 30秒間	
垂直とび			55cm以上	
腕立伏臥腕屈伸			30回以上	
20mシャトルラン			65回以上	
			長座体前屈	45cm以上
		基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。		
適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) **第1次試験当日には、身体検査に適した服装で来てください。**  
身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等は愛媛県のもので、それぞれの都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**別表 加点の申請について**

項 目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時に申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄を記入の上、 証明書類（A4）を提出してください。 スポーツ歴の加点申請で、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の証明書類を提出する場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります。この場合、第1次試験当日の受付終了時までには原本又は追加書類を提出してください。 申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄の記入がない場合又は証明書類を欠く場合（申込み後に求める原本確認又は追加書類の提出ができない場合を含む。）は加点しません。
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書（原本）又は次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること	

**4 試験日、試験会場及び合格発表**

区 分	試 験 日	受験地	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成26年10月19日（日） 午前 教養試験 午後 身体検査	松 山	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	10月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
		新居浜	新居浜商業高等学校 （新居浜市瀬戸町2番16号）	
		宇和島	南予地方局 （宇和島市天神町7番1号）	

第 2 次 試 験	11月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	12月上旬
-----------	---	-------

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。また、合格した者には書面で通知します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

## 5 受験申込手続

### (1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html</a>
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「 <b>警察官(男性・高卒程度)請求</b> 」と朱書し、宛先明記の返信用封筒(A4版用/角型2号、120円切手貼付)を同封の上、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県内各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に52円切手を貼ってください。封筒の表に「 <b>警察官(男性・高卒程度)申込み</b> 」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、 <b>簡易書留郵便</b> により <b>愛媛県人事委員会事務局へ送付</b> してください。 <b>スポーツ加点を申請する場合は、証明書類(A4)を同封して送付</b> してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、 <b>愛媛県人事委員会事務局(県庁第二別館4階)</b> へ持参してください。 <b>スポーツ加点を申請する場合は、証明書類(A4)も持参</b> してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	9月8日(月)以降に受験票を発送します。受験票が届いたら、必ず <b>最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cm)を貼</b> って、試験当日に持参してください。受験票が10月10日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず <b>写真を貼</b> って、試験当日に持参してください。

### (2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システム(<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>)の手続案内を確認してください。

**スポーツ加点を申請する場合は、インターネットで申し込むことができません。郵送又は窓口で直接申し込んでください。**

## 6 合格から採用まで

### (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成27年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

### (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

### (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

### (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

## 7 給与等

### (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13号給(現行給料月額179,769円)、高校卒程度で公安職給料表1級5号給(現行給料月額165,408円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

### (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

## 8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
愛媛県の第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名)	愛媛県の第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
愛媛県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名)	愛媛県の第2次試験合格発表の日から1月間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 お問い合わせ先等

申 込 先 問 い 合 せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/employment/">http://www.pref.ehime.jp/employment/</a>	
問 い 合 せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724	
愛媛県以外の 都府県に関する 問 い 合 せ 先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372	神奈川県警察本部警務課採用係 電話 0120 - 03 - 4145
	大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314

○愛媛県人事委員会公告第7号

平成26年度愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験公告

平成26年7月4日

愛媛県人事委員会

愛媛県警察本部

愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

第1次試験日 平成26年10月19日(日)

受付期間 平成26年8月18日(月)～9月5日(金)

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分(土曜日及び日曜日を除く。)

〔郵 送〕 9月5日(金)までの消印有効

〔インターネット〕 8月18日(月)午前8時30分～8月29日(金)午後5時15分

試験会場 松山会場 新居浜会場 宇和島会場

《平成26年度の変更点》

身長及び体重の身体検査基準を廃止しました。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
高校卒程度	8人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた女子(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。))又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び大学等を平成27年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。)

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試験の内容															
第1次試験	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)															
	身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	聴力	完全であること。	その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。							
			項目	基準														
視力			両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。															
聴力	完全であること。																	
その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。																	
基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。																		
スポーツ加点	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。																
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。															
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)															
	体力検査	-	職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>25kg以上 (左右の平均)</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>垂直とび</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>35回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>45cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	種目	基準	反復横とび	40回以上 / 20秒間	握力	25kg以上 (左右の平均)	上体起こし	15回以上 / 30秒間	垂直とび	40cm以上	腕立伏臥腕屈伸	15回以上	20mシャトルラン	35回以上	長座体前屈
種目			基準															
反復横とび			40回以上 / 20秒間															
握力			25kg以上 (左右の平均)															
上体起こし			15回以上 / 30秒間															
垂直とび			40cm以上															
腕立伏臥腕屈伸			15回以上															
20mシャトルラン	35回以上																	
長座体前屈	45cm以上																	
基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。																		
適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。																
身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。																

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装で来てください。

別表 加点の申請について

項目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時に申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄を記入の上、 証明書類（A4）を提出してください。 スポーツ歴の加点申請で、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の証明書類を提出する場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります。この場合、第1次試験当日の受付終了時までには原本又は追加書類を提出してください。 申込書裏面の「スポーツ加点申請」の欄の記入がない場合又は証明書類を欠く場合（申込み後に求める原本確認又は追加書類の提出ができない場合を含む。）は加点しません。
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書（原本）又は次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること	

#### 4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	受験地	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成26年10月19日（日） 午前 教養試験 午後 身体検査	松 山	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	10月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
		新居浜	新居浜商業高等学校 （新居浜市瀬戸町2番16号）	
		宇和島	南予地方局 （宇和島市天神町7番1号）	
第 2 次 試 験	11月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

また、合格した者には書面で通知します。

#### 5 受験申込手続

##### (1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 （申請書等電子配布サービス） <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html</a>
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「警察官（女性・高卒程度）請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（A4版用/角型2号、120円切手貼付）を同封の上、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県内各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に52円切手を貼ってください。封筒の表に「警察官（女性・高卒程度）申込み」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。スポーツ加点を申請する場合は、証明書類（A4）を同封して送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局（県庁第二別館4階）へ持参してください。スポーツ加点を申請する場合は、証明書類（A4）も持参してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	9月8日（月）以降に受験票を発送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、試験当日に持参してください。 受験票が10月10日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日に持参してください。

##### (2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システム（<http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>）の手続案内を確認してください。

スポーツ加点を申請する場合は、インターネットで申し込むことができません。郵送又は窓口で直接申し込んでください。

#### 6 合格から採用まで

##### (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成27年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。



- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、**採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

**7 給与等**

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13号給（現行給料月額179,769円）、高校卒程度で公安職給料表1級5号給（現行給料月額165,408円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

**8 試験結果の開示**

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名）	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 （ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名）	第2次試験合格発表の日から1週間	

**9 問い合わせ先等**

申 込 先 問 い 合 せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/employment/">http://www.pref.ehime.jp/employment/</a>
問 い 合 せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724

**公安委員会規則**

**○愛媛県公安委員会規則第7号**

愛媛県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7月 4日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

**愛媛県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則**

愛媛県警察国有物品管理規則（昭和39年愛媛県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用職員）</p> <p><b>第12条 省略</b></p> <p>2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、<u>重要物品及び備品</u>については物品保管書（様式第5）に、消耗品については第21条に規定する物品供用簿にそれぞれ押印するものとする。</p> <p><b>別表第1</b> 物品出納簿（<u>重要物品及び備品</u>）の様式及び記入の方</p>	<p>（使用職員）</p> <p><b>第12条 省略</b></p> <p>2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、<u>備品</u>については物品保管書（様式第5）に、消耗品については第21条に規定する物品供用簿にそれぞれ押印するものとする。</p> <p><b>別表第1</b> 物品出納簿（<u>備品</u>）の様式および記入の方</p>

法

1 様式その 1

分類 分類 細分類  
品目 (単位)

省略

備考 物品の分類及び細分類並びに品目別に別業とする。

2 省略

別表第 1 物品出納簿(消耗品)の様式及び記入の方法

1 様式その 2

分類 分類  
品目 (単位)

省略

備考 物品の分類及び品目別に別業とする。

2 省略

別表第 2 物品供用簿(重要物品及び備品)の様式及び記入の方法

法

1 様式その 1

分類 分類 細分類  
品目 (単位)

省略

備考 物品の分類及び細分類並びに品目別に別業とする。

2 省略

別表第 2 物品供用簿(消耗品)の様式及び記入の方法

1 様式その 2

分類 分類  
品目 (単位)

省略

備考 物品の分類及び品目別に別業とする。

2 省略

(様式第 5)

物 品 保 管 書			
品 目		分類 及 び細分類	
省略			

備考 省略

法

1 様式その 1

分類 分類  
品目 (単位)

省略

備考 物品の分類および品目別に別業とする。

2 省略

別表第 1 物品出納簿(消耗品)の様式および記入の方法

1 様式その 2

分類 分類  
品目 (単位)

省略

備考 物品の分類および品目別に別業とする。

2 省略

別表第 2 物品供用簿(備品)の様式および記入の方法

法

1 様式その 1

分類 分類  
品目 (単位)

省略

備考 物品の分類および細分類ならびに品目別に別業とする。

2 省略

別表第 2 物品供用簿(消耗品)の様式および記入の方法

1 様式その 2

分類 分類  
品目 (単位)

省略

備考 物品の分類および細分類ならびに品目別に別業とする。

2 省略

(様式第 5)

物 品 保 管 書			
品 目		分類	
省略			

備考 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現にある改正前の愛媛県警察国有物品管理規則別表第 1、別表第 2 及び様式第 5 の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第 3 号

公営企業管理局  
各 事 業 所

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 7月 4日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項						別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			管 理 者	局 長	課 長				主 幹	管 理 者	局 長	課 長
総務課	1～7 省略					総務課	1～7 省略					
	8 服務 に関する 事務	1 省略					8 服務 に関する 事務	1 省略				
		2 <u>職員の非常勤の消防団員との兼職の承認に関すること（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項）。</u>										
		(1) <u>局長及び病院管理監に係るもの</u>	—									
		(2) (1)以外のもの		—								
	3 省略						2 省略					
	4 省略						3 省略					
9～14 省略					9～14 省略							
省 略					省 略							
備考 省略						備考 省略						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。